

# 日大教員協ニュース

第6号

教員協常任幹事会編集

千代田区神田駿河台一の八  
日本大学理工学部五号館内  
教員協事務局

## 学部長選挙について

討議資料

一昨年来、新寄附行為の改定、総長選挙規定の制定など、制度的改良が行なわれ、それは、日大紛争が露わにした諸問題に対する本学なりの対応であった。しかし、新総長、新理事会の誕生以来、「教学優先」を基本方針とするとはいうものの、事実上、逆に、中央図書館の休館、就業規則制定への動きなど、教職員に対する規制を強めてきている。

日大紛争に対する大学の回答がこうした管理統制の強化であり、これ以上の改革を要しない、というのでは、大学問題の真の解決はあり得ないであろう。学則の改正、教育・研究に関する組織・機構の改善、それに即応した事務機構の改編、独立採算制の含む諸問題、など、全学の構成員の意志を反映し、実施していかねばならぬ問題は多い。学部長の位置、及び、その選出についても、こうした、全学的な体質改善の一環として考えていかなければならない。

現在、本学における学部長は、

教授会を代表する学部の管理・運営の責任者であり、従来、大学に対する発言の場は、連絡会議ともいへば学部長会議しか存在しなかつた。しかし、新寄附行為発効後、学部長は、評議員となり、学部によっては、理事として直接大学運営に参与することが可能であり、その数も多い。このことは、大学運営の場において、従来とすれば、経営優先のそしりを免れなかつた本学として、学部長を通じて教学側へ意見を反映することができるようになった。という意味で、評価すべき点である。

しかし、経営優先の基軸であった独立採算制のもとでは、大学と学部との正常な関係は歪められ、むしろ、中央集権的な統制が、実質的に行なわれることになる。独立採算制の弊害は、種々あげられるが、その一つは、仮に学部段階での改革が提案されたとしても、それは、全学的に調整を要する問題のため実施困難である、として回避され、全学的レベルにおいて、独立採算制の名のもとで学部の自主性という名分にゆだねられる。というテニスコート理

論としてあらわれてくる。このことは、総合大学としての大学の意志形成過程が、欠如していることを示すものであり、その結果、法人管理者としての意志だけが支配することになる。

大学と学部との接点に位置する学部長の役割は、こうした意味で重要であり、大学に対して学部における教学側の意志を代弁するものでなければならぬであろう。と同時に、学部にあっては、教学側の意志を集約し、実施していかねばならないであろう。

学部長が、このように、学部における教学側の代表であり、大学に対してその代弁者であるとするれば、そのための制度的保障が必要である。

① 教学側における意志形成機構は教授会にのみ限られるものではない。第一次的には副手以上の教員を含む全教員の参加する発言の場が必要となる。こうした関連からは、教学の代表者としての学部長も、学部に属する全教員の無記名投票により選出

## 歯学部長公選さる

歯学部においては、去る二月七日、専任講師・参事補以上の全員を有権者とする学部長選挙を行な

### 日本大学学部長就任期日一覧

生産工學部長	大塚 誠之	昭和四十二年	八月 十八日
理工學部長	齊藤 謙次	昭和四十二年	八月 十八日
商學部長	小田切松吉	昭和四十二年	九月 十四日
經濟學部長	吉田 寛	昭和四十二年	十二月二十九日
工學部長	野引 勇	昭和四十三年	十月 三十日
法學部長	布施彌平治	昭和四十四年	三月二十九日
農獸醫學部長	磯部 秀俊	昭和四十四年	四月 四日
芸術學部長	登川 尚佐	昭和四十四年	五月 二日
文理学部長	伊藤 祐時	昭和四十四年	十月 一日
醫學部長	永田 正夫	昭和四十四年	十二月 十二日
歯學部長	新国 俊彦	昭和四十六年	十月 八日

（別記「ニュース記事参照」）

④ 参考一 日本大学教育組織規程  
第四条 学部長は本大学教授のうちから所属教授会において選挙し、理事会の意見を聞いて、大学がこれを任命する。学部長の任期は三年とする。但し再任を妨げない。

されねばならない。

② また、候補者は、自由に立候補できるものでなければならぬ。

③ 推薦委員会による候補者の選出は、有能で新たな人材の発掘を妨げる機能し、有しなないである。

④ 学部長に選出された主要な理由が、もし事後において消滅した場合、リコール権を留保することによって、その公約の履行が保障されねばならない。

⑤ 学部長選挙にまつわる問題は、

部であり、総長選挙後初の学部長選挙でもあるので、本学の民主化の行方を占う上で、大きな意味をもっているとして、注目されているものである。

総長選挙が、専任講師・参事補以上を有権者としている以上、学部長選挙の有権者がより縮小されることはあり得ないと予想はされていたものの、変動する学内情勢の中で、現実に学部長選挙が右のように実施されたことは、その今後に与える影響を無視出来ないのである。そして、今回の歯学部における選挙では、助講会を中心とする地道な活動の成果があつてはじめて有権者の拡大が可能であつたことは、注目に値することである。すなわち、歯学部における学事項は、専任講師以上全員によって構成されている教育会議において議決されている。学部長選挙の施行もこの教育会議で議決されたものである。そしてこの教育会議の成立を推進したのは、助講会であつたからである。

教育会議は、専任講師以上（教授三五名、助教授二六名、専任講師三〇名、参事補一名、計九三名）によって構成されている。召集は学部長が行ない、同時に議長となる。議決は、構成員（出席者ではなく）の過半数の賛成によって行なわれた。議案は運営委員会から提出されるが、運営委員会は、教育・学生・教務・入試制度・研究・規約・渉外広報の各常置委員会、および寮・病院運営・出版・教職員厚生・将来計画の各特別委員会の委員長によって構成されている。議案は、賛成を得られなかつた場合（二面四段目に続く）

# 本部図書館閉鎖問題について

## (全学教員に訴える)

日本大学理事会はさる一月三十日、「教学中心の実をあげるため、各学部図書館を充実・強化する必要がある」との理由で、本部図書館を一時閉鎖し、所属職員を全員休職処分にする旨を決定した。

しかし、右措置は、教学の質的向上をめざすわれわれ教員協にとって看過しえないことである。すなわち、大学における図書館は「大学の心臓である」といわれるように、学術研究活動の重要な基本的施設である。しかも、本学のマスプロ教育の実態を考えると、さらに、教職員・学生の自主的、創造的な学術研究活動の重要性が強調されているとき、これを保障するための大学図書館の役割は、きわめて大きい。

社会機構の発展にともない、学問体系は細分化・専門化し、かつ他方では、ますます総合化の必要性が強調されている。しかも、高度な情報文化の発達した現代社会の中にあって、教職員・学生の学術研究活動に対し迅速かつ適切な資料の提供のため、図書館はたすべき役割は大きい。そのため、まさに学術研究にとって必須の手法とされる分析と総合の機能をはたしうる「中央図書館」の実現が要請されるのである。

「中央図書館」は、豊富な蔵書

と閲覧設備を完備し、みずから学問の総合化に対応した総合図書館としての機能をもつばかりでなく、さらに、分散し専門化の傾向をもつ各学部図書館に対して、全学的視野から、その実情の把握、資料収集の基本方針の決定・指示、総合的図書目録の作成・整備、蔵書構成の決定、他大学・研究諸機関との連絡、相互協力等の機能をも遂行するセンターとしての責務がある。また稀難書、特殊資料等の貴重な文化的遺産の収集保存、本学関係者の研究業績・著述等の系統的収集なども、中央図書館の使命といえる。文部省も、つとに、大学中央図書館制度を重視し「管理運営の諸規則等の体系的統一、全学図書館資料の共同利用および配置の調整、情報管理活動および参考奉仕活動の実施ならびに大学間の相互利用、相互協力等の諸点について全学的立場から有機的一体的な体制を確立するための考慮がなされるべきである」(註)と強調している。

(註) 文部省大学学術局情報図書館課「大学図書館の改善について」、『学術月報』第十四卷十一号より

このようにとき、本部図書館を閉鎖または縮小することは、近代

的ドキュメンテーションを中核とする図書館制度に寄せる時代的要請への逆行である。わけても本学における各種施設の分散した立地条件をも考え合わせるとき、総合大学としての大学の使命をはたすために「中央図書館」の設置は不可欠であり、これをなくして「学部図書館の充実」もありえないことである。中央図書館と学部図書館とは互いに補完し、統合して発展すべきであって、学部図書館の機能は、中央図書館の充実発展なしには、とうてい満足に発揮しえないものである。

従来から本学においては、ややもして軽視されてきた図書館施設の近代化への努力が、「大学改革」という美名の下で、しかも「教学優先体制の実現」を標榜してきた現理事会の手によって、突如として冒頭のような措置にいたったことは、むしろ教学軽視、経営優先の実態をみずから露呈してしまっただというべきである。今次図書館問題こそ、教学にならぶ者の最大関心事として、教授会をはじめ各学部助講会・助手会において慎重に検討されるべき問題であり、即時この全学的共通財産の充実・発展とその強化にとりくむべきである。

(一) 面下段より続く

合には、運営委員会を通じて提案した委員会に差戻されるが、否決されることはない。委員会は、教授・助教授・専任講師から各二名ずつ合計六名の委員によって構成され、必要な場合には、職員や助手代表が加わることもある。委員の任期は二年であり、再任は妨げないが、三つ以上の委員会の委員を兼任することは禁じられている。助講会は、この学部運営に当る教育会議の成立に当たっては、具体案の作製、教授層の説得に精力的な運動を展開し、本年一月二十九日本規約の施行の運びとなったのであった。学部長選挙規則は、規約委員会から運営委員会を通じて、全体会議である教育会議に提案されたものである。

学部長選挙規則の提案は、二月二十七日の教育会議において行われた。その骨子は次の通りである。

一、歯学部長候補者推薦委員会を五乃至六名の委員によって構成し、二乃至三名の候補者を推薦する。この場合、推薦された候補者本人の同意を得ていなければならない。

二、選挙権者は、教授・助教授・専任講師・参事・参事補・技師・技師補とする。被選挙権者は教授に限る。

三、選挙立合人は、教授二名、助教授一名、専任講師一名とする。公示期間は三日間、投票は単記無記名とし、不在投票を認める。開票は投票終了後即時行なり。当選者は過半数以上の得票を必要とする。(過半数以上の得票者がない時は、得票数上位二名につ

いて決戦投票を行なり)。  
ただし、右の方法は、今回限りとする。

二月三日推薦委員会は二名の候補者を推薦したが、一名辞退したため、新国俊彦教授に対する信任投票となり、七日、投票総数八七票、信任八一票、白票六票で信任され、四月一日、新学部長に就任した。

以上の過程は、学部長選挙に限らず、学部の改革は、教員協メンバーの積極的で具体的な活動があって、はじめて可能であることを示している。

他方、今回の歯学部長選挙は、いくつかの点に問題を含んでいることも留意すべきである。それは多くの点で、総長選挙が踏襲され、総長選挙制度の得失がそのまま、学部長選挙にうつがれていることである。第一に、有権者が専任講師以上に限られている。われわれは、全教員による選挙を主張して来た。歯学部においては、助手副手層の学部内の位置づけが困難な問題をもっていることは理解できるが、この層を有権者とする点については、助手・副手層が中心となつた今後の活動に期待する。

第二点は、自由立候補制が否定されていることである。学部改革に十分な意欲と能力をもった新しい人材の発掘のためにも、また他学部の学部長選挙への影響から考えても、この点について更なる検討を望みたい。

次に、今回の選挙方法が、今回

に限られており、将来どの方向に変更を受けるかの制度的保証がないのである。今回の選挙が一步でも前進するように、歯学部教員協メンバーの努力を、われわれは見守って行くのである。

に限られており、将来どの方向に  
変更を受けるかの制度的保証がな  
いのである。今回の選挙が一步  
でも前進するように、歯学部教員  
協メンバーの努力を、われわれは  
見守って行くのである。